



いばらき

農業委員会だより

平成30年9月
(創刊昭和50年11月)

第168号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel620-1677(事務局)

管内の農家数は1239戸あり、国認定農業者は10経営体、大阪版認定農業者は139経営体ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足により農業人口が減少する中、認定農業者等の担い手を確保することが難しくなっています。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1経営体を目標とします。

担い手への農地の利用集積・集約化等について

農業委員会は、4月26日、市役所南館において、福岡市長、桂市議会議長、岡本茨木市農業協同組合代表理事組合長、大塚副市長、吉田産業環境部長を来賓に迎え、茨木市農業委員会委員総会を開催しました。当日は、平成29年度の茨木市農業委員会活動の報告とともに、平成30年度茨木市農業委員会活動計画を議決しました。平成30年度活動計画は、前年度の活動計画に対する実績の点検・評価をもとに、次のとおり決定しました。

管内の農地面積577.1ha(国の耕地面積統計等に基づき算出)のうち、遊休農地の割合は5.4%(3.09ha)となっています。農家の高齢化や後継者不足の問題、非農家への相続等により、近年、遊休農地は増加しています。農業委員会では、ふるさと農業再生委員会及び都市農政対策委員会を中心に、農地パトロールを行い、地域毎に遊休農地の発生防止及び違反転用の未然防止に努めるとともに、遊休農地(1ha)の解消を目指します。

遊休農地及び違反転用への対応について

また、これまで利用集積された農地面積は13.2haで、集積率は2.3%となっています。遊休農地の解消には、農地の利用集積を促進する必要があることから、今後、関係機関と連携を図り、貸し手、借り手の意向等の情報収集及び提供を強化し、13.7haの利用集積を目指します。

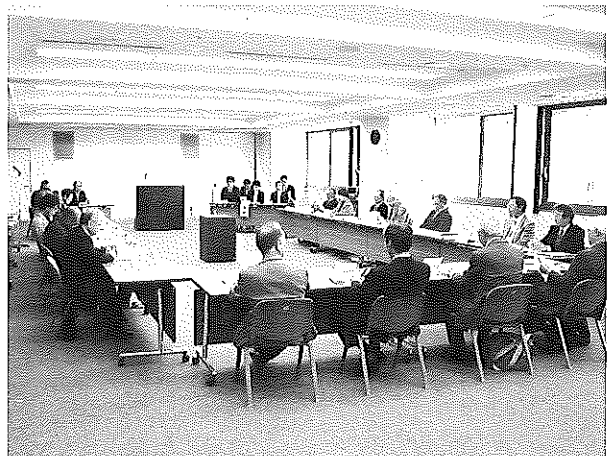
農業委員会委員総会を開催 平成30年度農業委員会活動計画を決定

農業委員会は、4月26日、市役所南館において、福岡市長、桂市議会議長、岡本茨木市農業協同組合代表理事組合長、大塚副市長、吉田産業環境部長を来賓に迎え、茨木市農業委員会委員総会を開催しました。

管内の農地面積577.1ha(国の耕地面積統計等に基づき算出)のうち、遊休農地の割合は5.4%(3.09ha)となっています。



挨拶する大上農業委員会会長



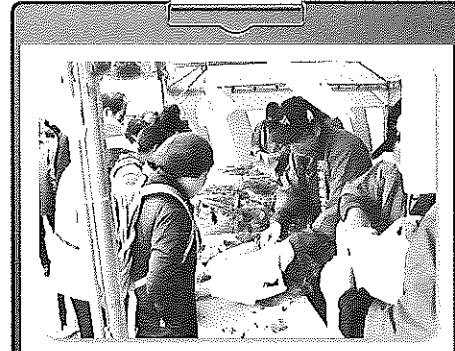
委員総会(全景)



農地の賃貸借を合意解約した場合は農業委員会へ通知を

農地の賃貸借の解約については、原則、許可が必要です。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で、農地の引渡し時期が解約の合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その旨が書面でも明らかな場合や、民事調停法による農事調停により行われる場合には、許可がなくても解約することができ

また、農地の使用貸借の解約については、農地法上の決まりはありませんが、その権利については農地法



第44回農業祭

～都市と農村のふれあいを求めて～
11月17日・18日開催

当日は、農林産物品評会や展示販売、各種アトラクション等を予定しています。皆様お誘い合わせの上、ご参加ください。

開催日
11月17日(土) 午前9時～午後4時
11月18日(日) 午前9時30分～午後3時

会場
市役所前中央公園 南・北グラウンド

農地取得の下限面積について

茨木市農業委員会では、7月に開催された定例会で、農地の権利取得にあたっての下限面積について、引き続き20aを維持することを決定しました。

取得する場合には、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要です。下限面積は、この許可要件の1つで、取得しようとする農地を含め、耕作する農地の面積が20a以上必要となります。

平成30年度 茨木市農林業施策

茨木市では、平成30年度農林業関連(農業委員会経費を含む。)として、3億9757万5千円の予算を確保し、次の事業を実施いたします。

- ① 農業生産基盤の整備
水路や農道などの生産基盤施設の維持工事、実行組合長会等が実施する施設整備に対する補助を行います。
- ② 経営所得安定対策の実施
水田活用や畑作物に対する直接支払交付金など、経営所得安定対策の事務を実施します。
- ③ 農の担い手の確保・支援
国の事業を活用した新規就農者支援を行うほか、都市住民の農業体験を支援につなげます。
- ④ 都市と農村の交流、農のPR
市保有地における市民農園の運用や農業祭等での農のPRに努めます。
- ⑤ 有害獣対策の実施
猟友会との協働による捕獲活動の実施や、進入防止柵や緩衝帯設置等に対する補助を行います。
- ⑥ 安心・安全な農産物栽培への支援
府と連携したエコ農産物栽培認定や補助実施のほか、れんげ米栽培の取組を拡大します。
- ⑦ 新たな農業施策構築に向けた調査等の実施
各地域等で集会やワークショップ等を行い、協働で取り組むモデル事業の構築を目指します。
- ⑧ 遊休農地の解消
農業委員会と連携し、実態や意向の調査及び指導を継続実施します。また、府の準農家制度や農地中間管理機構などを活用した利用権設定を推進するほか、集落営農組織に農業機械の貸与支援を継続します。
- ⑨ ため池防災・減災事業や清掃に対する補助
ため池管理者と連携し、万一のときに役立つハザードマップを作成するほか、水草処理やごみ処分に対する補助を継続実施します。
- ⑩ 農地多面的機能支払交付金事業
農業者等による農道・水路等の維持保全活動と併せて実施する景観保全活動に対する補助を行います。
- ⑪ 森林整備の推進
森林組合が実施する森林整備に対する補助を行うとともに、ナラ枯病対策を実施します。
- ⑫ 市民参加による里山保全の推進など
森林サポーター養成講座の開催や、企業ボランティア等による森づくりを支援するなど、森林保全整備に努めるほか、都市緑化も推進します。

生産緑地法等制度改正についての説明会を開催 (JAと共催)

都市における農地の大切さ

さる、平成30年7月9日(月)、茨木市立男女共生センターロウズWAMにおいて、生産緑地法等制度改正についての説明会を農業委員会と茨木市農業協同組合が開催し、農業委員、推進委員、市内市街化区域内の農地所有者など約87名に参加をいただきました。

まず、第1部では、大阪府農業会議の鈴木専務理事兼事務局長から「都市農地の保全と生産緑地制度の改正、農家の相続」について講演いただき、都市農地の保全のため、生産緑地制度について家族内でよく話し合っていたいただき、指定を受けることに対し、前向きに検討してほしいと述べられました。

続いて、第2部では、茨木市都市整備部都市政策課職員から「生産緑地制度の改正」について、市の方針や制度内容を説明しました。また、すでに通知済みの「生産緑地追加指定の「一斉受付」や「生産緑地に関する意向調査」など、市として具体的な案内について改めて説明を行いました。

生産緑地法について

生産緑地法は、高度経済成長の下で都市部の農地転用が進み、住環境悪化などの問題を招くこととなったことから、昭和49年、良好な都市環境を形成する目的で制定されました。しかし、住宅不足と地価上昇が農地転用をさらに進めることとなったことから、保全する農地への対応として生産緑地法が平成4年に改正され、今日に至っています。

なお、平成4年の法改正後、市街化区域内の農地等が生産緑地の指定を受けると固定資産税や相続税などが優遇されます。

●生産緑地と税制

Table with 3 columns: 区分, 生産緑地以外(宅地化農地), 生産緑地. Rows include 固定資産税の課税, 相続税の納税猶予, 都市計画の制限.

生産緑地法等が改正され追加指定が可能に

近年、市街化区域内の農地は、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっていることから、計画的に保全・活用し、良好な都市環境を形成すべく、平成29年に生産緑地法の一部が改正されました。改正により、条例で生産緑地地区指定の面積要件を一定の農地として500㎡から300㎡まで引き下げ、今まで受けることができなかった農地の追加指定が可能になりました。

●主な改正内容

Table with 2 columns: 現行, 改正後. Rows include 1 生産緑地地区指定の面積要件の引き下げ, 2 生産緑地地区内における建築規制の緩和.

●制度改正によって新たに生産緑地地区に指定可能となる農地(一例)

Diagram showing four scenarios for agricultural land specification: ① 一筆300㎡以上の農地, ② 農地が隣接している場合, ③ 同一の街区内で農地が隣接している場合, ④ 隣接する街区間で農地が互いに面している場合.

また、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能となりました。

主な問合せ内容

- Q1: 生産緑地の指定はいつでも受けることができますか?
A1: 追加指定はいつでも受けることができますが、7月末までの申請受付分は今年度指定となり、7月末を過ぎた受付分は来年度以降の指定となります。
Q2: 生産緑地の追加指定を受けた場合、市への買取り申出ができる時期は10年又は30年のどちらですか?
A2: 生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後となります。
Q3: 生産緑地の指定を受けることにより規制されることはありますか?
A3: 農地として管理することが義務づけられ、農地以外の利用はできません。

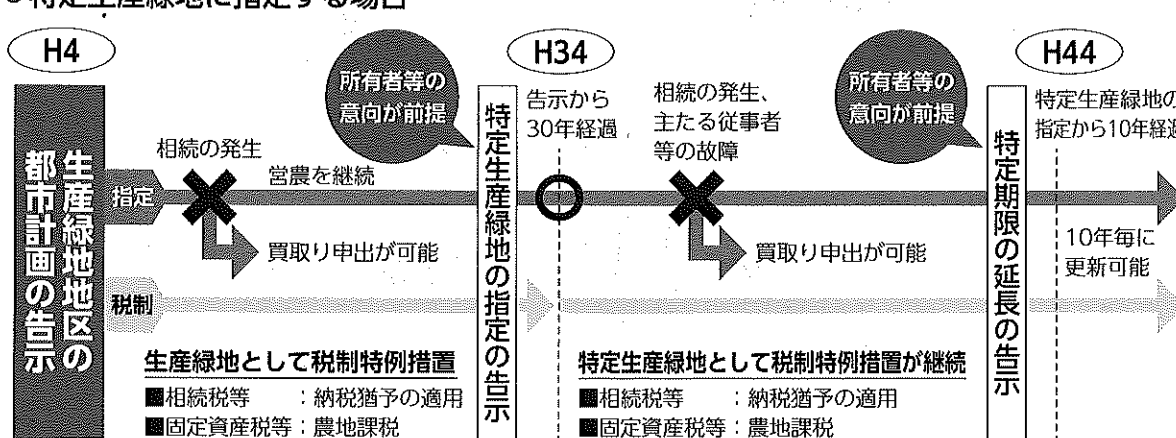
特定生産緑地制度の創設

平成34年には約9割の生産緑地で都市計画の告示後30年が経過し、いつでも(理由なく)買取り申出が可能となります。しかし30年経過した生産緑地については、新たに相続税納税猶予制度等の適用が認められず、固定資産税も5年間で段階的に引き

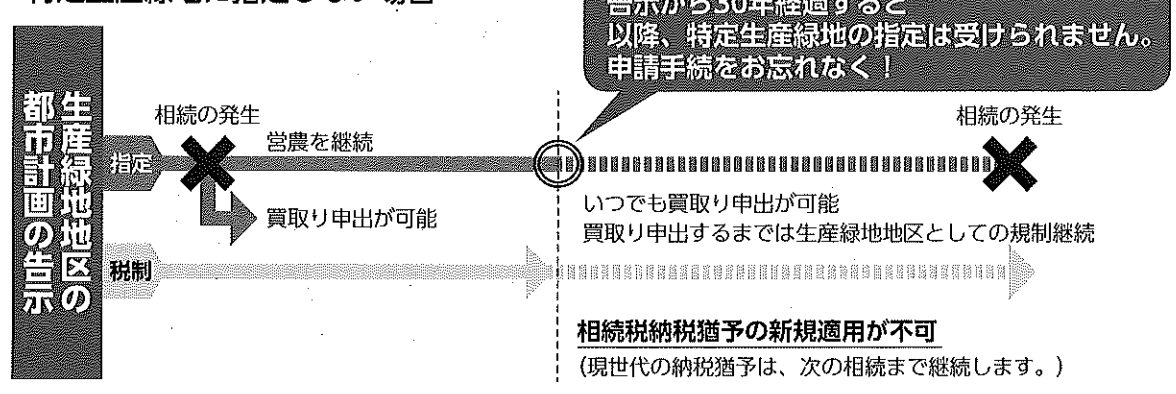
主な問合せ内容

- Q1: 生産緑地と特定生産緑地との関係性は?
A1: 生産緑地は、まず初めに30年の指定を受け、次に特定生産緑地の指定を受けるものです。
Q2: 特定生産緑地はいつでも指定を受けることができますか?
A2: 生産緑地地区の都市計画の告示日から30年を経過すると受けることができます。
Q3: 現在、納税猶予を受けているが、特定生産緑地を選択しながら、いま30年を経過した場合、相続税の納税猶予はどうなるのか?
A3: 今現在受けている納税猶予のみ有効となります。
Q4: 特定生産緑地の指定を受けてから10年経過後はどうなるのか?
A4: いつでも買取り申出可能となりますが、10年毎に繰り返し指定を継続することも可能です。

●特定生産緑地に指定する場合



●特定生産緑地に指定しない場合



Q5: 特定生産緑地指定の受付はいつからですか?
A5: 現在市において調整中です。
申請に関する問合せ先: 都市政策課
電話番号: 620-11660
場所: 市役所南館5階